

## 練馬総合病院臨床研修管理委員会規程

### (設置)

第1条 研修の最終責任者は、練馬総合病院長であり、研修修了の認定は病院長が行う。病院長のもとに、実効のある臨床研修を実施するため、臨床研修管理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (目的)

第2条 練馬総合病院における初期研修を総合的に管理、調整することを目的とする。

### (組織)

第3条 委員会の構成員は病院長および病院長の任命する以下とする。

- ① 委員長
- ② 事務部門の責任者
- ③ 協力型臨床研修病院の研修実施責任者（指導医等）
- ④ 研修協力施設の研修実施責任者（指導医等）
- ⑤ 医師、有識者等の外部委員
- ⑥ その他病院長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (審議事項)

第5条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- 1) 委員会は臨床研修プログラムの作成・運営（オリエンテーションの企画・実施）、臨床研修病院群の形成、研修協力施設との協議・連絡。
- 2) 研修医の研修状況の評価（研修目標の達成状況の評価、臨床研修修了時及び中断時の評価）。
- 3) 採用時における研修希望者の評価。
- 4) 研修医の全体的な管理（研修医の募集、他施設への出向、研修医の研修継続の可否、研修医の処遇、研修医の健康管理）。
- 5) その他、病院長、委員長が必要と認めた事項。

### (開催)

第6条 委員会は年2回以上開催する。

- 2 委員長は必要に応じて、委員会を開催することができる。

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集し議長となる。但し委員長が指名する委員がその職務を代行することもできる。

- (1) 委員会は委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- (2) 委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。
- (3) 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- (4) 委員長は、必要に応じて小委員会を組織することができる。

平成18年3月24日制定

平成24年10月10日改訂